



日本海洋政策学会 第7回年次大会 パネルディスカッション
「海洋の持続可能な開発と保全」

国家管轄権外の海洋の生物多様性(BBNJ)の
保全及び持続可能な利用に対する国際的な取組
Marine **B**iological Diversity **b**eyond Areas of **N**ational
Jurisdiction

許 淑娟(立教大学)

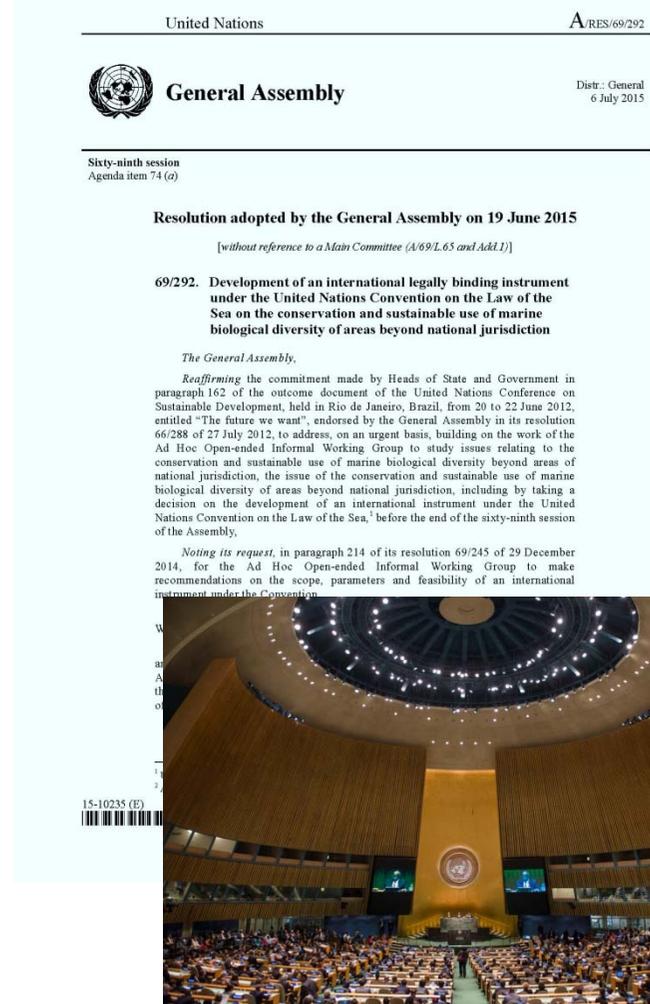
2015年12月5日

BBNJの保全および持続可能な利用に対する国際的な 取組

——国連海洋法条約(UNCLOS)の下での新たな条約へ

2015年6月国連総会決議にて、国家管轄権外の海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について、国連海洋条約の下で法的拘束力ある国際文書を作成することが決定。

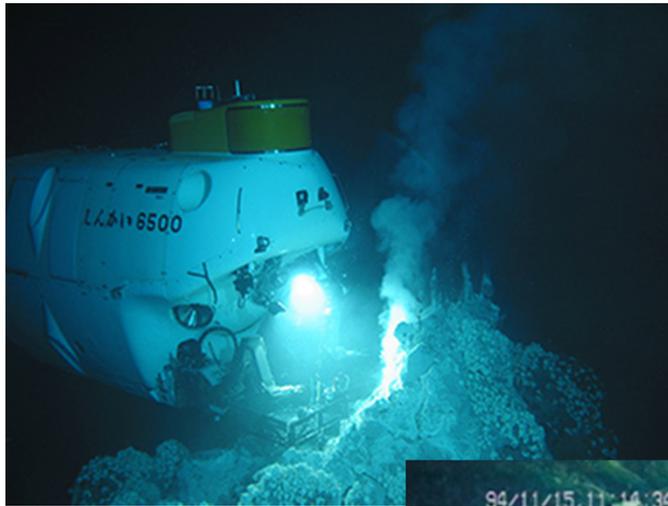
「利益配分の問題を含む海洋遺伝資源(Marine Genetic Resources: MGR)、海洋保護区(Marine Protected Areas: MPA)を含む区域型管理ツールのような措置、環境影響評価(Environmental Impact Assessment: EIA)および能力開発、海洋技術移転、を一体かつ全体として交渉に取り組む。」



BBNJとは: The Deepest of Ironies?

熱水噴出孔付近における化学合成菌の発見

→ 深海底の遺伝資源(微生物)への注目



写真出典: 海洋研究開発機構

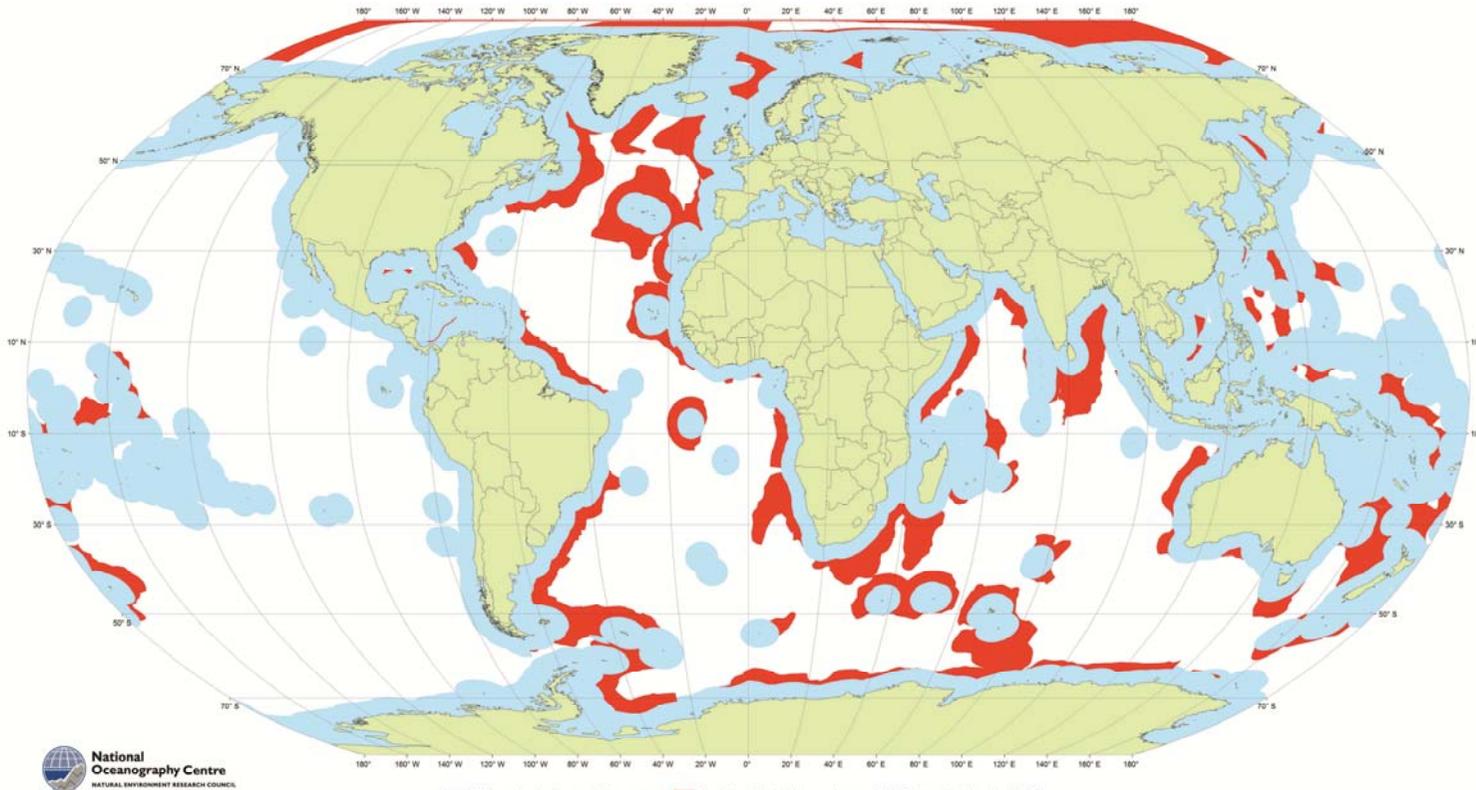
○ UNCLOS および 第11部(深海底条項) 実施協定では、深海底(国家管轄権外)の鉱物資源を「人類共通の財産」として、詳細な規定をもちつつも、実際の開発は進まず。

○ 他方で、商業開発の可能性が高まる海洋遺伝資源は未規制(自由に利用・開発可能=「公海の自由」?)

「最も深い(ところでの)アイロニー」
⇒ 規制の必要性

Glowka, L., 'The Deepest of Ironies: Genetic Resources, Marine Scientific Research, and the Area' (1996) 12 Ocean Yearbook, 154-78

BBNJ保全と持続可能な利用をめぐる議論



2004年～2015年国連総会ワーキンググループで議論

- 新たな条約推進派（公海への海洋保護区の設置・海洋遺伝資源への公平なアクセスと利益配分のための規制導入必要）
- 既存の枠組み活用派（既存の枠組みで対応可能。公海の自由の原則を確保）

⇒ (2015年1月) UNCLOSの下での法的拘束力ある文書の作成を決定

BBNJ新条約に含まれる論点

- 海洋遺伝資源と利益配分
 - 海洋遺伝資源の定義および法的位置づけ・・・人類共通の財産との関係
 - 海洋遺伝資源の採取と海洋科学調査の関係
 - 衡平な利益配分メカニズム(利益とは？新しい機構？)
- 海洋保護区のような措置を含む区域型管理ツール
 - 海洋保護区の定義・・・漁業・航行・深海底鉱業・科学的調査・海洋遺伝資源採取などとの関係(No-entry zone?No-take zone?)
 - 既存の枠組との関係(地域漁業管理機関／国際海事機関／深海底機構)
 - 科学的エビデンスに基づく海洋保護区の設置方法
- 環境影響評価
 - 具体的な内容(海域の特性・活動の内容に応じたもの)
 - どのような活動に対して義務を課すのか(海洋科学調査)
- 能力開発・海洋技術移転
 - 「海洋技術」とは何か
 - 知的財産権の適切な保護と能力開発のバランス
 - 途上国支援

今後のスケジュールと課題

2016
年

- ・ 準備委員会(第1回2016/3/28~4/8、第2回2016/8/29~9/12、第3回未定)

2017
年末

- ・ 準備委員会が法的拘束力ある文書に含まれるべき諸要素に関する勧告

2018
年9
月

- ・ 国連総会が条約作成のための政府間会議の開催および開催日を決定

2020
年?

- ・ 政府間交渉・・・条文作成(交渉期限の誓約? 2~3年?)

保全すべき「国家管轄権外の海洋生物多様性」とは何か
制度的想像力の必要性・・・「公海の自由」が確保できる環境とは
公海を最も積極的に利用してきた国の一つである日本の役割
BBNJにおける日本の科学調査の蓄積
公海における最大漁業国・消費国としての責任